

みやかに本サービス用設備を修理または復旧します。

3.当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理または復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第 603 条(通信の秘密の保護)

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様(統計情報への編集・加工を含みます)においてのみ、使用または保存します。ただし、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、予め契約者の承諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。

2.当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他法令もしくはは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくはは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分、命令、法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3.契約者による本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲で金融機関等又は取引先等に情報を開示することができる、その限りにおいて第 1 項の守秘義務を負わないものとします。

4.当社は、契約者が第 503 条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

第 604 条(契約者情報等の保護)

当社は、契約者の個人情報であって前条第 1 項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「契約者情報等」といいます。)を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下での保存及び利用に關し、承諾するものとします。

2.当社は、これら契約者情報等を承諾なく契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。ただし、契約者に対し、当社または当社業務提携先等のサービスに関する案内を行う場合、または広告宣伝のための電子メール等を送付する場合においてはこの限りではありません。

3.当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状及び令状による捜索)その他法令の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4.当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第 2 項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報等の照会に応じることができるようになります。

5.当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、契約者情報等を消去するものとします。但し、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができます。

6.当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。この個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が優先するものとします。

7.契約者は、当社がフレッツ・ISDN 対応プラン、フレッツ・ADSL 各対応プラン又は B フレッツ各プランのサービス利用に係る事項についての手続等を行う目的で、NTT に対し、契約者が本サービスの申込にて入力した所定事項(当社に届け出た変更事項を含みます)を提供することを承諾します。

第 7 章 利用の制限、中止及び停止

第 701 条(利用の制限)

当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2. 当社は、本サービスの提供に支障が出る と判断した場合には、当社所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

第 702 条(保守等によるサービスの中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の別途定める保守指定時間の場合。(2) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。(3) 第一種電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。(4) 第 701 条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合。(5) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。(6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を検知した場合。2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、可能な場合あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該会員が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。

3.契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常予想外の通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第 703 条(データ等の削除)

契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等が、当社がサービスごとに定める所定の期間または量を超えた場合、当社は契約者に事前に通知することなく当該デ

ータ等を削除することがあります。また、本サービスの運営及び保守管理上の必要から、契約者に事前に通知することなく、契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等を削除することがあります。

第 704 条、前項に基づくデータ等の削除に關し、いかなる責任も負いません。

第 704 条(契約者への要求等)

当社は、契約者による本サービスの利用が第 503 条(禁止事項)の各号に該当すると判断した場合、当該利用に關し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合には、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて請求することがあります。

(1) 第 503 条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求します。(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議(裁判外紛争解決手続を含みます)を行うよう要求します。(3) 契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求します。(4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。(5) 事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を執ります。

(6) 第 705 条(利用の停止)に基づき本サービスの利用を停止します。

(7) 第 207 条(当社からの解約)に基づき利用契約を解約します。

(8) 当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所・警察等の公的機関への訴を提起します。

2.前項の措置は第 502 条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

3.契約者は、第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が第 1 項に従った措置を行った場合、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第 705 条(契約の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。

(1) 支払プランを経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。(2) 本サービスの利用料金を、口座振替にて引落しが出来なかった場合。(3) 契約者に対する破産の申立があった場合、または契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。(4) 本サービスの利用が第 503 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条(契約者への要求等)第 1 号および第 2 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。(5) 前各号のほかこの契約約款に違反した場合。2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3.契約者がアカウント ID を複数個保有している場合において、当該アカウント ID のいずれかが前条第 1 項第 7 号または本条第 1 項により使用の一時停止または解約となった場合、当社は、当該契約者が保有するすべてのアカウント ID の使用を一時停止とし、または解約とすることができるものとします。

4. 第 1 項第 1 号または第 2 号の場合、契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払日日の翌日を支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

5. 本条の定めは当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第 8 章 損害賠償等

第 801 条(損害賠償の制限)

当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます。)に陥った場合で、かつ契約者が月額基本料金が発生するサービスを利用している場合、当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して 48 時間以上その状態が継続した場合に限り、1 料金月の基本料金の 30 分の 1 に利用不能の日数(24 時間を 1 日)とします。24 時間に満たないものは切り捨てとします)を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。但し、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

2.当社は、以下の方法のいずれか、またはこれらを組み合わせることにより前項の賠償請求に応じます。

(1) 後に請求するサービスの利用料から賠償額に相当する金額を減額すること(2) 賠償額に相当するサービスの使用権を付与すること 3.利用不能が当社の故意または重大な過失により生じた場合には、前項は適用されず、当社は契約者の損害賠償請求に応じます。ただし、この場合でも、間接損害については当社は賠償責任を負いません。4.本サービス用設備等にかかる第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に關し当該第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。5.前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第 1 項より算出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

第 802 条(免責)

当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に關し

て被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う 1 か月分の利用料金をを超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に關して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。

3.当社は、契約者が本サービス用設備等に蓄積した、または契約者が他者に蓄積することを承認したデータ等が消失(本人による削除は除きます)し、または他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失または改ざんに伴う会員または他者からの損害賠償の請求を免れるものとして、

4.当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に關して、一切責任を負わないものとします。

以上

付則

この契約約款は、平成 16 年 5 月 1 日より有効となります。

別表<料金及びサービス詳細>

表示価格は税抜き価格です。別途消費税をお支払いいただきます。

1.フレッツ・ISDN プラン
(1) 初期登録料 1000 円
(2) 月額利用料 1200 円/月
(3) 変更手数料(他プランからフレッツ・ISDN 対応プランへの変更)1000 円
※無料でメールアドレスが一つ(****@p-1.ne.jp、保存容量無制限、保存日数 90 日)が付与されます。
※無料でホームページスペースが付与されます(30MB)
※フレッツ・ISDN でご利用の場合、本料金に加え、NTT にフレッツ・ISDN 利用料金を支払う必要があります。
※本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

2.フレッツ・ADSL プラン
(1) 初期登録料 1000 円
(2) 月額利用料 1200 円/月
(3) 変更手数料(他プランからフレッツ・ADSL 対応プランへの変更)1000 円
※通信速度はそれぞれ最高 1.5Mbps・8Mbps・12Mbps・24Mbps・40Mbps ですが、ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
※無料でメールアドレスが一つ(****@p-1.ne.jp、保存容量 無制限、保存日数 90 日)が付与されます。
※無料でホームページスペースが付与されます(30MB)
※料金のほか、に NTT にフレッツ・ADSL 利用料金を支払う必要があります。
※本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

3.フレッツひかりプラン
(1) 初期登録料 1000 円
(2) 月額利用料 1800 円/月
(3) 変更手数料(他プランからフレッツひかりプランへの変更)1000 円
※通信速度はそれぞれ最高 1Gbps/200Mbps/100Mbps ですが、ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
※無料でメールアドレスが一つ(****@p-1.ne.jp、保存容量無制限、保存日数 90 日)が付与されます。
※無料でホームページスペースが付与されます(30MB)
※本料金のほか、に NTT に B フレッツ利用料金を支払う必要があります。
※本プランدةにおいて、契約者自身によるサーバの設置は推奨しません。サーバの設置を行う場合の当該サーバに起因するトラブルはすべて契約者が責任を負うものとします。

4.オプションサービス(その他)

(1) 追加メールアドレス
※保存容量無制限、保存期間 90 日、(1 個 200 円/月)
(2) ホームページスペース増量
※容量 30MB、最大容量 100MB(10MB 毎 500 円/月)
(4) 初期設定料 1000 円
(5) 登録証再発行料 1000 円
(6) 請求書再発行料 200 円